

令和5年4月1日 住居確保給付金の改正について

令和5年4月1日以降	改正前
<p>【離職等の支給要件】</p> <p>離職又は廃業後2年以内に病気、ケガ、負傷、育児等により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、求職活動ができなかった日数を2年に加算する。最長で4年以内は申請が可能になる。</p>	<p>離職又は廃業後2年以内に申請すること。</p>
<p>【求職活動要件】</p> <p>ハローワーク、または地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者への求職申込みを行うこと</p> <p>または、休業等の方で事業再生等を目指す方については、経営相談先への経営相談を行うことも可とする。</p>	<p>ハローワークへの求職申込みを行うこと</p>
<p>【再支給】</p> <p>1 本則の再支給</p> <p>(1) 住居確保給付金の受給終了後に新たに解雇された方</p> <p>又は</p> <p>(2) 受給期間中や受給終了後に収入基準額を超える収入があった方で、その後個人の都合によらず廃業・減収した方(ただし、直前の住居確保給付金の受給最終月の翌月から起算して1年後から再支給申請の対象となる。)</p> <p>2 特例の再支給</p> <p>特例の再支給支援は終了</p>	<p>1 本則の再支給</p> <p>住居確保給付金の受給終了後に新たに解雇された方</p> <p>2 特例の再支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、受給終了した方でも、3ヵ月の再支給が可能</p>
<p>【職業訓練給付金との併給】</p> <p>併給可能</p>	<p>併給不可</p>